

新登録遺跡記入カード

1 新発見

2 周知遺跡変更

ふりがな
遺跡名

おやまじょう あと
小山城跡

周知遺跡の場合

遺跡番号

TJ15

所在地

都城市 大字 高城町桜木

立地

沖積地 (台地) 河岸段丘 河川敷 丘陵 その他 ()

種別

散布地 (集落跡) 貝塚 都城跡 官衙跡 (城館跡) 古墳 横穴墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()

時代

旧石器 (縄文) 弥生 古墳 奈良 平安 (中世) 近世 その他 ()

現況

(宅地) 水田 (畑地) 山林 道路 荒蕪地 原野 社寺 その他 ()

遺構

中世:ピット

遺物

縄文時代:土器・礫/中世:土器

特記事項

変更等の具体的理由

令和3年9月30日に実施した試掘・確認調査において、範囲外の部分から遺物の出土と遺構の存在を確認したため、遺跡範囲を拡大し時代(縄文)及び種別(集落跡)を追加するもの。なお、拡大範囲は、試掘調査を実施し遺跡が確認された範囲とした。

遺跡の範囲を示す地図 国土地理院 25,000分の1地形図) コピーを貼り付けてください



※範囲が変更になった遺跡は旧範囲と新範囲がわかるように記入してください。

遺跡の範囲を示す地図 (1/2500)

コピーを貼り付けてください



※範囲が変更になった遺跡は旧範囲と新範囲がわかるように記入してください。